令和5年7月の大雨により 被害を受けられた農業者等の皆様へ

◎ 県では、7月14日からの大雨により被災された農業者等の農地等の復旧や 営農継続を支援するため、県単独の補助事業、制度資金を創設しました! 詳しくは、市町村及び最寄りの地域振興局へご相談ください。







農作物が被害を受けた

ハウスが倒壊した

農地等の復旧 や営農継続へ 向けて支援し ます!

対策1 農業経営等復旧・継続支援対策事業

(★ 既に着手していても対象となる場合があります)

- I 農地復旧支援 (補助率1/3以内)
- 1 土砂や漂着物などの除去費用等への支援 (*災害復旧事業の対象とならないもの)
- 2 農地の地力再生等への支援
- I 農業経営等継続支援(補助率1/2以内、1/3以内)
- 1 牛産施設・機械復旧支援
- 2 水稲・大豆支援(防除費、種子購入費)
- 3 園芸作物等支援(防除費、種苗購入費等)
- 4 畜産支援 (生産施設等の復旧、消毒費用、飼料購入費等)
- 5 水産支援(施設の復旧、幼稚魚等の購入費等)

対策2 農業・漁業経営フォローアップ資金(大雨災害に係る特例措置)

(★ 上記事業の補助残融資にも活用できます)

農業者・漁業者の経営再建や営農の復旧に係る経費への充当

農業経営等復旧·継続支援対策事業

7月の大雨等により、被災した農地や経営基盤の速やかな復旧と農業経営の 早期再建を総合的に支援する事業です。

被災された農業者等の皆さんの負担を軽減し、早期の再建を応援します。

- ◆助成対象者は、市町村長が被害認定をした農業者等となります。
- ◆希望者は、市町村が定める被害認定申請書を市町村(農政担当課)へ提出してく ださい。

農地復旧支援 Ι

坟寸	策	の	内	容	助	成	対	象	経	費	補	助	率
1	農地(5年	の復 • 6	-		_	漂着・堆積物 農地等の地 (土壌分析費、 農地の保全物 廃棄又は収積 (人件費、廃	カ再生費用 堆肥・土壌 管理費用(ほ 養不能農産物	改良資材の 場の均平等)投入経費) 詳に要する経	費)	1,	/3』	以内

Ⅱ 農業経宮等継	続支援			
対 策 の 内 容	助 成 対 象 経 費	補 助 率		
1 生産施設・機械 復旧支援【5年度】	① 生産施設・機械等の復旧に要する費用	1/3以内		
2 水稲・大豆への 支援 【5年・6年度】	① 災害による防除の掛かり増し費用 ② 水稲・大豆の種子購入費 【基準種子量:10a当たり水稲4kg、大豆5kg】 (いずれも減収率20%以上の被災農地が1ha以上、 又は、収穫皆無の農地を有すると市町村長が認定した 農業者で、対象ほ場ごとに必要となる購入費が対象)	1/3以内		
3 園芸作物等への 支援 【5年・6年度】	① 防除及び生育回復のための追肥に要する掛かり 増し費用 ② 野菜・花き・果樹等の種苗及び生産資材等の購入費 (いずれも減収率20%以上の被災農地ごとに必要と なる種苗や生産資材の購入費が対象)	1/2以内		
4 畜産への支援 【5年度】	① 生産施設等の復旧費用、家畜衛生対策に要する 掛かり増し費用② 家畜用飼料購入費	1/2以内		
5 水産への支援 【5年度】	① 生産施設等の復旧に要する費用 ② 水産養殖業の稚魚等の購入費(大雨により被害を受けた数量が上限)	1/2以内		